

川崎市における工場立地法に基づく敷地外緑地等取扱要領

(令和2年3月18日副市長決裁川経工第984号)

本要領は、川崎市における工場立地法に基づく敷地外緑地等に関する取扱いについて、川崎市における工場立地法に基づく敷地外緑地等に関する基準第9条に基づき、詳細を定めるものである。

1 敷地内に未利用部分がない工場等について（基準第3条）

当該特定工場が、敷地内において重複緑地の設置に努めており、当該工場敷地内に緑地等を設置することができないと認められる場合とする。

2 相当規模の緑地等について（基準第4条）

相当規模の緑地等とは、当該敷地外緑地等を当該工場敷地に含めて試算した場合に、準則に適合となるべき面積を有する緑地等をいい、可能な限り1か所に集約して設置すること。

3 周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合（基準第4条）

当該緑地は、次の要件を満たすものとする。

- (1) オープンスペースとして、市民の利用に供すること
- (2) 災害時に市民が活用可能な設備を備えるなど、災害対策の機能を有すること
- (3) 樹木の剪定や除草等、適切な維持管理が行われること
- (4) 当該工場の緑地等の面積が適格になるまで存続する見込みがあること

4 敷地外緑地等に関する計画書の提出（基準第8条）

(1) 設置の届出

事業者は、敷地外緑地等について、生産施設の増設等に関する届出の際に、併せて「敷地外緑地等設置届出書」（様式1）により、市に設置の届出を行う。

市は、事業者から届出を受けたときは、「敷地外緑地等登録台帳」（様式2）を整備し登録する。

(2) 完了報告

事業者は、敷地外緑地等の整備を完了したときは、「敷地外緑地等整備完了報告書」（様式3）により市に報告を行う。

(3) 管理状況報告

事業者は、敷地外緑地等の管理状況について、「敷地外緑地等維持管理報告書」

(様式4)により毎年度4月末日までに写真を添えて、書面にて市に報告を行う。

(4) 変更の届出

事業者は、敷地外緑地等の登録内容を変更(廃止を含む)する場合は、「敷地外緑地等変更届出書」(様式5)により市に届出を行う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。